

茨城県スポーツ少年団リーダー会規約

第1条 本会は、茨城県スポーツ少年団リーダー会（以下「本会」という。）と称し、茨城県スポーツ少年団常任委員会専門委員会・リーダー指導委員会のもとに組織される。

第2条 本会は、茨城県内に組織される登録済みスポーツ少年団のリーダーが相互に協力しあい、自らの資質向上に努めるとともに、茨城県スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、リーダー指導委員会と密接な連携をとり、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る為の活動の実施
- (2) 会員相互の資質向上のための研修会の実施
- (3) 県本部主催各種事業への参加と協力
- (4) 県内少年団のリーダーの養成並びにリーダー会設置の促進
- (5) スポーツ少年団講習会への参加
- (6) リーダー養成のための広報活動
- (7) 全国の少年団におけるリーダーとの情報交換
- (8) その他前条の目的達成に必要な事業

第4条 本会の会員は、次のように定める。

- (1) 高校生以上20歳未満のスポーツ少年団における登録済みのリーダーで、単位団代表者並びに市町村本部長の推薦を受け、かつ保護者の承諾を得た者
- (2) 本会の目的に賛同するシニア・リーダースクール修了の25歳未満のリーダー

第5条 本会への入会は、前条を満たしている者により、所定の加入申込書により行う。

2 登録は毎年度これを更新するものとする。

第6条 次の各項に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) リーダーとして研修を怠ったり、会則に違反し会の名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 総会又は役員会においてリーダー資格喪失と認められた場合
- (3) 当年度の会費納入を怠った場合
- (4) 各単位団における登録をしなかった場合
- (5) 退会を申し出て承認された場合

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 書 記 2名 会 計 2名
監 査 2名 顧 問 若干名

第8条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・監査は総会において会員の中から選出する。
- (2) 顧問は、リーダー指導委員会委員並びに県本部事務局のなかから選出し、これに充てる。

第9条 会長は、本会を代表し、会の運営及び県本部並びにリーダー指導委員会との連絡調整に当たる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。
- 4 会計は、本会の会費その他の経費を経理し、必要に応じ、会員にその状況を知らせる。
- 5 監査は、本会の会計を監査し、会長に報告する。

第10条 役員任期は1ヵ年を原則とし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期を満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

附則 この規程は、令和3年7月13日より施行する。